

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年9月17日付けの通知書で行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、処分庁が本件処分により請求人に係る医療費の本人支払額を無料とする決定をしないことをもって、本件処分は違法又は不当であると主張するものと解される。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

令和 2 年 8 月 1 8 日	諮問
令和 2 年 1 0 月 2 1 日	審議（第 4 8 回第 4 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

法 8 条 1 項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 1 1 条 1 項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

法 2 5 条 2 項及び同項が準用する 2 4 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

また、医療費の本人支払額の決定については、地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準とされている「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 3 6 年 9 月 3 0 日付社発第 7 2 7 号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。）によれば、「要保護者が医療扶助のみの適用を受ける者である場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とすること。」とされており（医療扶助運営要領第 3・2・(2)・ア）、また、福祉事務所長は、現に医療扶助を受けている者について、本人

支払額を変更すべきことを確認したときは、医療扶助の変更に関する決定（保護の変更の決定）を行い（医療扶助運営要領第3・2・(3)・ア）、一般の例に従い、保護変更通知書により、被保護者に対して通知する（医療扶助運営要領第3・2・(4)）こととされている。

- 2 これを本件について検討すると、処分庁は、令和元年7月17日厚生労働省告示第66号により保護基準が改定されたこと（本件改定）に伴い、現に医療扶助を受けている請求人について令和元年10月1日より最低生活費を変更するとともに、医療扶助について、収入認定月額から当該扶助費を除く最低生活費を減じて得た額を医療費の本人支払額とするため、請求人に対し、変更日を同日として、「基準改定により」との理由を付して本件処分を行ったことが認められる。

本件処分は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、医療費の本人支払額を算出する前提となる最低生活費の算定は、生活扶助の項目の基準生活費について見ると、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、41～59歳・1人世帯・1級地—1の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われているなど、その他全体として違算も認められないから、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 請求人は、上記第3のとおり主張するが、2に述べたとおり、本件処分は、法及び本件改定により改定された保護基準に従って適正になされ、かつ、違算等の事実もないものと認められることから、本件処分を違法又は不当なものとして評価することができないことは明らかである。
- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美